

(別添)

土壌汚染リスクコミュニケーションのあり方に関する検討会において  
各委員よりだされたガイドライン(案)についてのポイントとなる意見

- ・ リスコミの過程においては信頼関係が重要であるが、そのためには必要な情報の開示、事業者、行政が果たすべき義務の遂行が必要である。
- ・ インターネット、企業の相談窓口設置、住民説明会、戸別訪問などの手法についての手法について解説すべきである。その際、ファシリテーターの派遣、NGOとの連携も必要になってくる。
- ・ 土壌汚染が過去に問題が起きていることが多く、情報公開は経営トップの判断により消極的に行われることが多いため、過去の情報をどのように公開するかがポイントとなる。
- ・ コミュニケーションを上手く行うためには、敷地内汚染が分かった時点で、行政と相談し、地域の方々と相談しながら、どのように公開していくかがポイントになる。
- ・ ケース毎におけるリスクコミュニケーションのあり方の視点での説明が望まれる。リスクコミュニケーションのあり方は関係者毎に一律ではなく、ケース毎に違う。
- ・ 土壌汚染対策法第3条及び第4条に基づく調査の場合は、調査結果を行政に報告しなければならないので、必然的に情報はオープンになり、行政の指導に基づき他の利害関係者への対応を行う。
- ・ リスクコミュニケーションのあり方は、利害関係者に対し、汚染情報に関し迅速で正確な情報公開を行うことが第1段階であり、そのうえでリスク評価に対する情報の提供、意見交換の機会提供を通して、汚染対策に関する共通の認識をどのように探るかが第2段階になる。
- ・ 影響が重度の場合は、同時に対策を住民に伝えないと不安を生み、リスクコミュニケーションにはならない。被害の大きさもリスクコミュニケーションには関与してくる。
- ・ 健康被害については、基準より低い汚染であれば安心してもらえるが、安心しないケースにどのように対応するかが重要。その際、クライアントは誰か、その人は情報をしりたいのか、また、情報を伝えるテクニックを整理する必要がある。自分の健康、家族の問題などが基準であって、こちらが努力したから大丈夫という伝え方をしても溝は埋まらない。
- ・ リスクコミュニケーションの成否の鍵は安全・安心の提示・説明である。そのためには、現状把握結果、今後の対策に係るデータ・資料を整備し、提示・説明することが必要。この条件が整っていない時点でのリスクコミュニケーションは安全・安心につながらず、かえって混乱を招くことになる。
- ・ リスクコミュニケーションを実施すれば「健康リスクをゼロにすることが可能になる」わけではない。リスクコミュニケーションの円滑な実施により、各主体の何らかの行動が行われて初めてリスク可能な限りゼロに近づけることができる。